

## 一般会計等財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
  - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）  
ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券等
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 10 年～50 年
  - 工作物 10 年～80 年
  - 物品 2 年～17 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

##### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率等の実績率によるほか、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

##### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、滋賀県財務規則に定める重要物品の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

## ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

ただし、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合において、金額が100万円未満であるときには修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

## 3 重要な後発事象

令和2年4月1日に、就農支援資金貸付事業等特別会計が廃止されました。なお、当該会計の資産および負債は、一般会計に引き継がれます。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表 未計上額	
滋賀県土地開発公社	-	-	6,445百万円	6,445百万円
滋賀県環境事業公社	-	519百万円	58百万円	577百万円
信用保証協会	-	39百万円	4,781百万円	4,820百万円
滋賀食肉公社	-	1,697百万円	188百万円	1,885百万円
滋賀食肉市場	-	130百万円	130百万円	260百万円

### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 京都地裁平成30年(ワ)第532号  
損害賠償請求事件 2億1420万0611円
- ② 大津地裁平成30年(ワ)第531号  
損害賠償請求事件 6742万4974円
- ③ 大津地裁平成30年(行ウ)第9号  
禁止命令処分取消等請求事件 150万円
- ④ 大津地裁平成31年(行ウ)第4号  
損失補償請求事件 990万0973円
- ⑤ 大津地裁令和元年(行ウ)第5号  
運転免許取消処分取消請求事件 110万円

- ⑥ 大津地裁令和元年(ワ)第 343 号  
損害賠償請求事件 1100 万円
- ⑦ 大津地裁令和元年(ワ)第 348 号  
工事代金請求事件 125 万 6013 円

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

市町振興資金貸付事業特別会計

中小企業支援資金貸付事業特別会計

就農支援資金貸付事業等特別会計

琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計

林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計

土地取得事業特別会計

用品調達事業特別会計

収入証紙特別会計

沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

公債管理特別会計

なお、平成 31 年 4 月 1 日に、琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計が廃止されました。これに伴い、同日付で一般会計に資産および負債の所管替を行いました。

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異  
一般会計等と普通会計の対象範囲等に差異はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	10.9%	202.1%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 3,906 百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 45,178 百万円

### (2) 貸借対照表にかかる事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

予算において財産収入として措置されている公共資産、県有財産活用検討会議において売却方針である資産および入札実施予定の資産を計上しています。

イ 内訳

科目	時価	貸借対照表の簿価
事業用資産／土地	11,530 百万円	12,470 百万円
事業用資産／建物	0 百万円	185 百万円
事業用資産	11,530 百万円	12,655 百万円

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額を用い、その他のものについては、土地は固定資産税評価額により計上し、建物は価格がないものとしています。

② 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

基金借入金はありません。

⑧ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 658,154 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	334,637 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,225 百万円
将来負担額	1,302,815 百万円
充当可能基金額	69,270 百万円
特定財源見込額	4,472 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	658,154 百万円

⑥ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 4,391 百万円

⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等にかかる工作物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

科目	区分	取得価額等	減価償却累計額
インフラ資産／工作物	道路	381,809 百万円	162,900 百万円
	河川	546,489 百万円	295,851 百万円
	砂防	265,393 百万円	183,830 百万円
	治山	131,488 百万円	77,560 百万円
	土地改良	24,143 百万円	11,377 百万円
合計		1,349,322 百万円	731,518 百万円

⑧ 建物のうち、1,753 百万円（減価償却累計額 604 百万円）は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 4,039 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	545,068 百万円	539,930 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	71,577 百万円	71,619 百万円
繰越金に伴う差額	△5,011 百万円	—
資金収支計算書	611,634 百万円	611,549 百万円

上記の歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>7,396 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	9,918 百万円
未収金の増減額	151 百万円
未払費用の増減額	△256 百万円
その他の資産・負債の増減額	3,376 百万円
減価償却費	△33,998 百万円
賞与等引当金の増減額	△241 百万円
退職手当引当金の増減額	4,148 百万円
徴収不能引当金の増減額	42 百万円
資産除売却損益	△18 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△9,482 百万円</u>

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	120,000 百万円
一時借入金にかかる利子額	1 百万円

⑤ 重要な非資金取引

- ・新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 4,561 百万円